

宇佐美小学校放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的として設置する伊東市放課後児童クラブの運営業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に業務委託するため、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続その他必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称、実施場所及び規模

ア 業務の名称

宇佐美小学校放課後児童クラブ運営業務委託

イ 業務の場所

伊東市立宇佐美小学校地内（伊東市宇佐美 1627 番地の 1）

ウ 施設の形態

校舎（特別教室棟）1 階 1 教室（85.4 m²）

エ 支援単位数

1 支援単位

オ 令和 8 年 4 月現在利用登録児童数

6 8 人 内長期休暇中のみの利用登録者 1 0 人

カ 施設利用定員

5 0 人

キ 1 日当たりの利用見込児童数

4 2 人

ク 利用料の年間収入見込額

4, 8 0 0, 0 0 0 円

※実費負担金は含まない。

(2) 業務内容

別紙「伊東市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

ただし、履行期間のうち契約締結の日から令和9年3月31日までを業務準備期間とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までを運営期間とする。

(4) 委託料の上限額

業務の運営期間に係る委託料（非課税）の上限額は次のとおりとする。なお、利用者から徴収する利用料は受託者が直接収入するものとし、委託料には含まない。

令和9年度 17,064,250円

ただし、障害児受入推進事業加算(2,352千円)、

放課後児童支援員等処遇改善等事業費加算(2,181千円)、

障害児受入強化推進事業※3人以上5人以下受け入れる場合(2,352千円)

放課後児童クラブ育成支援体制強化事業費加算(1,646千円)、

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費加算(919千円)、

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）費加算（528千円）

を含む。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有し、静岡県内又は神奈川県内に本店、支店、営業所、事業所等の拠点があること。
- (2) 業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。また、業務に必要な専門的知識、経験が豊富な人材を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 本業務にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 参加事業者又は参加事業者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 契約締結までの日程

- (1) 実施要領の公表
令和8年10月16日（金）から11月12日（木）まで
- (2) 参加表明書の提出期間
令和8年10月16日（金）から11月2日（月）午後5時まで
- (3) 質問書の受付期間
令和8年10月16日（金）から10月22日（木）正午まで
- (4) 質問書への回答
令和8年10月28日（水）まで
- (5) 企画提案書の提出期間
令和8年10月16日（金）から11月12日（木）午後5時まで
- (6) プレゼンテーション審査（予定）
令和8年11月18日（水）
- (7) 選定結果の通知・公表（予定）
令和8年11月20日（金）
- (8) 契約締結（予定）
令和8年11月30日（月）

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提案数
1事業者につき1提案とする。
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 会社概要・事業実績書（様式3）
 - エ 事業実績資料（様式3に記載した事業内容が確認できる資料、契約書等）
 - オ 直近年度の決算書

カ 定款、寄附行為、その他これらに相当する書類

キ 役員名簿

ク 企画提案書（様式 5）

ケ 提案事項（任意様式（A 4 用紙）、枚数制限なし）

※次に掲げる事項については必ず記載すること。

- ・運営方針
- ・児童の育成支援内容
- ・要配慮児童への対応
- ・学校との連携・協力
- ・地域や関係機関との連携
- ・保護者との協力関係
- ・要望・苦情対応
- ・責任者の配置
- ・支援員等の配置
- ・人材確保・現況の支援員の継続雇用
- ・人材育成
- ・安全対策
- ・緊急時の対応
- ・衛生管理
- ・個人情報管理

コ 見積書（様式 6）

サ 収支計画書（様式 7）

(3) 提出部数

上記ア及びイ 各 1 部（正本 1 部）

上記ウ～サ 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

(4) 提出期限

上記ア及びイ 令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午後 5 時まで

上記ウ～サ 令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）午後 5 時まで

(5) 提出場所

伊東市教育部幼児教育課（市役所高層棟 5 階）

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号

(6) 提出方法

ア 持参又は郵送すること。持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとし、事前に担当者に連絡すること。

イ 郵送の場合は、締切日時必着とする。また、封筒に「プロポーザル企画提案書等 在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し110円切手を貼付した長3の封筒を同封すること。なお、受領書が到着しない場合は後期11の書類提出先に確認すること。

また、上記提出書類ア及びイのみを郵送する場合の返信用封筒は不要。上記ウ～サの企画提案書等を郵送する際に返信用封筒を同封することとする。

(7) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

イ 提出された応募書類は一切返却しない。

ウ 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、委託者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

エ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(8) 留意事項

ア 参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）以外の書類一式はA4ファイル（2穴のもの）に左綴じすること。

イ ファイルの表紙に「業務の名称」、「法人名」、「正本又は副本」を記載すること。

ウ 提出期間内に必要書類全ての提出がないものは、受付できない。

エ 企画提案書を受け付けた後の追加、修正及び再提出は受け付けない。

オ 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合がある。

(ア) 虚偽の内容が記載されているもの。

(イ) 企画提案書等の内容や提出方法が本要領の規定に適合しないもの。

カ 提出書類の内容が後記9の失格事項に該当することを確認した場合は、その段階で失格事項を明示し通知する。

6 質問書の提出及び回答の公表

実施要領等の内容について、次により質問を受け付ける。

(1) 提出期間

令和8年10月16日（金）から10月22日（木）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）により、教育部幼児教育課まで電子メールにて提出すること。

また、提出後事務局へ電話により着信等の確認をすること。

(3) 回答の公表

令和8年10月28日（水）までに伊東市ホームページ上で公表するものとする。

7 事業者の選定

提出された企画提案書等をもとに、プレゼンテーションを実施し、伊東市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会において、別紙「宇佐美小学校放課後児童クラブ運営業務委託共通評価基準表」により評価した結果、合計評価点が最も高い事業者（合計得点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定委員会による多数決とする。）を受託候補者に選定するものとする。なお、参加事業者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

(1) 実施予定日

令和8年11月18日（水） ※詳細については別途通知する。

(2) 実施場所

別途参加事業者に通知する。

(3) 実施方法

プレゼンテーションにおける、各社の持ち時間はおおむね40分とし、そのうち説明時間は30分、残り時間は質疑応答等とする。また、各プレゼンテーションの間に10分間のインターバルを設けることとする。

なお、説明は企画提案書等の記載内容を逸脱しないこととする。プロジェクターを活用して提出した資料の説明用画面等として使用することは可能とする。プロジェクター及びビスクリーンは委託者で用意し、パソコンは提案者側で用意する。

※プロジェクターとパソコンを接続する HDMI ケーブルは受託者で用意するが、それ以外の手段で接続を希望する場合は各自でコネクタを用意すること。

(4) 留意事項

ア 当日における追加提案や追加資料は認めない。

イ プレゼンテーションの参加者は、説明者 1 名、補助者 2 名の計 3 名までとする。

ウ 受託候補者の審査点の平均点が著しく低い場合（満点の 6 割未満）は契約を見送る場合がある。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果を参加事業者全員に通知するとともに、受託候補者を市ホームページで公表する。なお、評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

8 契約の締結

受託候補者は、業務内容や契約内容について市と協議し、協議が整い次第速やかに契約の手続を行うものとする。

また、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の事由により契約締結が困難となった場合は、選定結果の次点の事業者と順次交渉するものとする。

9 失格事項

参加事業者に次のいずれかの行為があった場合は、選定対象から除外する。

- (1) 指定された提出期間、提出方法又は提出先に適合しないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 参加事業者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為があったとき。

10 その他の留意事項

- (1) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 本プロポーザルを辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式 8）により、届け出るものとする。

11 問い合わせ先及び書類提出先

伊東市教育部 幼児教育課 幼児教育係（市役所高層棟 5 階）

所在地 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号

電 話 0557-32-1951 メール youji@city.ito.shizuoka.jp